

グランパーク・イン北千住

【 利用規約・宿泊約款 】

<利用規約>

当ホテルの公共性と安全性を確保する為、ご利用のお客様には宿泊約款第10条に基づき下記の通りお守り下さるようお願い致します。

- 当ホテルでは、原則として18歳未満のお客様のご利用をご遠慮しております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。ただし、例外あり。
- 指定場所以外での喫煙はなさないこと。カプセル内での喫煙は固くお断りしております。
- 廊下及び宿泊施設内に次のようなものを持ち込まないこと。
 - 動物、鳥類
 - 悪臭を発するもの
 - 発火あるいは引火しやすい危険物
 - 鉄砲、刀剣類
 - 飲食物の持込（1F レストラン・2Fリラクゼーションコーナーを除く）
 - その他、法令の規定又は公序良俗に反するもの
- 賭博及び風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。
- 無断撮影他、宿泊施設を宿泊以外の目的に使用しないこと。
- 外来者を宿泊施設内に招き入れ、宿泊施設内の諸設備、諸物品等を使用させないこと。
- 宿泊施設内の諸設備、諸物品を他の場所へ移動したり、或いは加工したりして現状を変更しないこと。
- 廊下やロビー等に所持品を放置しないこと。
- 会計は前金でお願いいたしておりますが、ご出発の際、またはフロントより「ご利用になった付帯施設利用料金」あるいは「延長料金」の提示がございましたら、その都度お支払いください。
(延長料金 宿泊・カプセル休憩・サウナ 30分平日 ¥300 土日祝 ¥500)
- ご滞在中の現金並びに貴重品の管理はお客様の自己管理となっております。現金並びに貴重品の紛失、盗難については一切責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- お預かり物やお忘れ物の保管は、宿泊約款第16条並びに関連する法令に基づくものとします。
- 暴力団及び暴力団員並びに公共の秩序に反するおそれのある場合について
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力及び指定暴力団員等（以下「暴力団」及び「暴力団員」とする）の当ホテルの利用はご遠慮頂きます。ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り致します。
 - 反社会团体及び反社会团体員（暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員）の当ホテルの利用はご遠慮頂きます。ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り致します。
 - 暴力、脅迫、恐喝、怒声、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められ場合、直ちに当ホテルの利用はお断り致します。又、かつて、同様な行為をされた方についてもお断り致します。
 - 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品、飲酒による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断り致します。
 - 館内及び客室内で大声、放歌及び喧嘩な行為その他で他者に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為のあった場合には、直ちにご利用をお断り致します。

- 当ホテル及び従業員に対し、ウェブサイト等で名誉棄損的な表現の公表を行っている、またはこれに協力している場合、ご利用をお断り致します。
- 【刺青・タトゥー・泥酔状態】の方はご利用をお断り致します。
- ご滞在中の貸与品に関して、紛失された場合は賠償金として実費請求させていただきます。例：リストバンド ¥5,000、下足ロッカーキー ¥5,000
その他の価格についてはフロントでお尋ね下さい。
- ご滞在中、館内での破損や嘔吐等の汚染被害があった場合は、実費（人件費、損害賠償、売り止め期間保障等）をご請求させていただきます。

<宿泊約款>

第1条 本約款の適用

- 当ホテルが指泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 当ホテルは、宿泊当日並びに宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下、「宿泊予約の申込み」という）を受諾する時は、その宿泊の申込者に対して次の事項の申告を求めます。
 - 宿泊者の氏名・宿泊者人数・住所・連絡先
 - 宿泊日・到着予定時刻・宿泊内容・招待券や姉妹店会員等割引条件の有無
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - i. 申し込者名・電話番号
 - 支払い者名・電話番号・住所
 - その他当ホテルが必要と認める事項

- 宿泊客が、宿泊中に前項(2)の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとします。

- HP や予約サイト等からの予約は、文字（日本語表示）や電子メール、プリンター等の諸設定が適切になされている方を対象としております。条件に当てはまらない方のお客様側のPC 機器、ご予約等に対する諸影響に関して、当ホテルは一切責任を負いません。又、上記条件を満たしていても、お客様側のPC 環境設定に関する全ての事情等、当ホテルの管理の及ばない原因につきましては、当ホテルは一切責任を負いません。

第3条 宿泊契約の成立・予約金

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当ホテルが承諾しなかった事を証明したときはこの限りではありません。
- 一つの宿泊の申込みで宿泊者が10名を越えるとき、宿泊申込み日から7日以内に宿泊基本料の50%に相当する金額を、予約金として当ホテルの指定する金融機関の口座に振り込むものとします。
- 前項の予約金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条2項の規定を適用する時はキャンセル料に、次いで第16条の規定を適用する時は賠償金の順序で充当し、残金があるときは宿泊の申込者に返還します。
- 2項の予約金を同項の規定による当ホテルが指定した日までにお支払い頂けない場合は、宿泊契約はその効力を失う場合があります。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

- 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
- 満室（員）により客室の余裕が無いとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、危険物の持込をしようとしているのが認められたとき。
- 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による「暴力団」及び「暴力団員」又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体の社員あるいは構成員であるとき。
- 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊者もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ったとき、或いは合法的範囲を越える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 宿泊しようとする者が、法定伝染病、または伝染性の強い疾病に罹患している、又は現在治療中の者であるとき。
- 宿泊しようとする者が泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼす恐れのあるとき、又、他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 1) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊施設を提供出来ないとき。

第5条 宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが出来ます。

- 当ホテルは、宿泊客が前項の解除をすることなく、宿泊翌日の午前2時（予め到着時刻が申告されているときはその時刻を30分経過した時刻）までに到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし、かつ第12条の規定を適用します。

第6条 キャンセル料

- 当ホテルの宿泊予定者が、その責めに帰すべき理由により宿泊契約の解除、もしくは一部解除をした場合は、当ホテルが定めるキャンセル料（別表1）を支払うものとします。

- キャンセル料は、当ホテルフロントもしくは当ホテルが指定する金融機関の口座に、キャンセルした日から7日以内に支払うものとします。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 当ホテルは、次に定める場合においては、宿泊契約を解除することが出来ます。
 - 第2条1項の提示を拒否或いは虚偽の申告があったとき。
 - 第3条2項の予約金の支払いを請求した際、期限までにその支払いが無いとき。
 - 第4条第3号から第11号までに該当する事となったとき。
 - 天災等の不可抗力に起因する事由により宿泊させる事が出来ないとき。

- 当ホテルは、前項の規定による宿泊契約を解除したときは、その宿泊契約について既に収受した予約金があれば返還します。

第8条 宿の登録

- 宿泊申込者は、宿泊当日当ホテルフロントにおいて次の事項を確認します。

- 第2条1項(1)の事項
- 出発日及び時刻
- その他当ホテルが必要と認めた事項

- 宿泊者は、宿泊規約に定める料金の支払いについて、支払いの全部又は一部について、割引券・招待券等の使用を行うとする時は、予め、前項の確認時にそれらを呈示します。

第9条 客室の使用時間

- 宿泊者が当ホテルの客室の利用を開始する時刻（チェックインタイム）は午後3時とし、客室を退出する時刻（チェックアウトタイム）は午前10時までとします。

- 宿泊者が連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用する事が出来ます。但し、メンテナンス等ホテルのやむを得ない事情によって、使用できない場合は予め通知致します。

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従うものとします。

第11条 営業時間

- 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他施設等の詳しい営業時間、各所の掲示は、館内のインフォメーション等でご案内致します。

フロント（24時間）
2F 大浴場
清掃時間 10：00～12：00（月・金 11：00～13：30）
1F フロント（24時間）
レストラン
朝食 6：30～8：30（9：00閉店）
2Fリラクゼーションルーム（24時間）

- 前項の時間は必要な場合、或いはやむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

第12条 宿泊継続の拒絶

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合に該当すると判断したときは、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- 第4条(3)から(11)のいずれかに該当したとき。
- 第10条の利用規則に従わないとき。

第13条 料金の支払い

- 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳及び算定方法は、利用規定に掲げるところによります。

- 料金の支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード若しくは割引券または招待券等により、チェックアウトタイムまで、または当ホテルが請求した時、ホテルのフロントにおいて支払うものとします。

- 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかったといえども、宿泊に関する料金を支払うものとします。

第14条 当ホテルの責任

- 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時、又は客室に入った時の内、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発する為客室を空けた時に終了します。

- 当ホテルの責に帰すべき理由による宿泊者に客室を提供出来なかった時は、天災その他不可抗力により困難な場合を除き、その宿泊者に同等又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 当ホテルは、前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金として当該契約の宿泊料金を上限とする宿泊料金を補償料として宿泊者に支払い、その損害賠償額に充当します。但し、客室の提供が継続出来ない事について、ホテルの責に帰すべき事由がない時は、この限りではありません。

- 当ホテルは、ホテルの責に帰すべき重大な過失、ホテル内で提供・販売した飲食物・商品により生じた食中毒に対する身体賠償や対物賠償、館内施設・設備不良による怪我、失火等による身体賠償、受諾物の盗難が生じた場合に備え、旅館賠償責任保険に入っております。

第15条 受諾物の取扱い

- 宿泊者がフロントに預けた物品について、滅失、毀損等の損害が生じた時、それがホテル側の故意・重大な過失の場合、当ホテルは、その損害を賠償します。

- 宿泊者が、当ホテル内に持ち込んだ物品、フロントに預けていない物について、当ホテルは一切責任を負いません。但し、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた時は、当ホテルはその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って善良なる管理者の注意をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

- 宿泊者がチェックアウトした後、宿泊者の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。但し、所有者の指示が無い場合、又は所有者が判明しない時は、発見日を含め税金並びに有価証券等貴重品は1日間、その他物品は約1か月間保管し、その後関連する法令に基づくものとします。但し、食品類はその限りではありません。

- 前2項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

第17条 宿泊客の責任

宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償するものとします。

別表1

区分キャンセル料金

契約解除の通知を受けたり	契約申込人数				
	不泊	当日	前日	2～7日前	8～14日前
1～10名	100%	100%	50%	—	—
11～99名	100%	100%	50%	20%	—
100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

※無連絡キャンセル：宿泊料金の100%

- %は基本宿泊料（宿泊第一日目）に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらずなく、一日分（初日）の違約金を収受します。
- 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる。）にあたる人数について違約金はいただきません。